

## 事務研究委員会規程

平成 16 年 4 月 20 日制定  
平成 27 年 9 月 30 日改正

### (規程の目的)

第 1 条 この規程は公益社団法人日本工学会(以下、「本会」と記す)定款施行規則第 19 条の定めに基づき設置する、事務研究委員会(以下、「本委員会」と記す)の組織および運営に関する必要事項を定めることを目的とする。

### (事業)

第 2 条 本委員会は本会会員学協会の事務局の連絡・協力を目的として、次のような事業を行う。

- (1) 学協会およびその事務局の運営改善のための情報および意見の交換
- (2) 理事会に対する本会運営に関する意見具申および事業企画の提案
- (3) 功労賞候補者の推薦(日本工学会功労賞規程第 3 条に規定される任務)
- (4) 立候補学協会の推薦(役員候補者の選定に関する規程第 2 条第 4 号に規定される任務)
- (5) 事務局機能および職員能力の向上に関する共同事業の企画及び運営
- (6) その他、目的達成に必要な事項

### (構成)

第 3 条 本委員会は本会会員学協会あたり 1 名の事務局代表者を委員として構成する。

2. 委員が出席できない場合には代理人の出席を認める。

3. 委員長は必要に応じてオブザーバを参加させることができる。

第 4 条 本委員会は委員長 1 名および副委員長 2 名を互選によって定める。

第 5 条 本委員会の幹事は原則として本会の事務局長が務める。

第 6 条 委員長、副委員長および委員は理事会の決議を経て会長が委嘱する。

### (任期)

第 7 条 委員長の任期は 5 月 1 日から翌年の 4 月 30 日までの 1 年間とし、原則として再任はできない。ただし、任期を過ぎても新たな委員長が選任されるまでは委員長としての職務を行うものとする。

2. 副委員長の任期は委員長の任期に準ずるものとするが、再任を妨げない。

3. 委員長および副委員長以外の委員の任期は特に定めない。

### (運営)

第 8 条 委員長は本委員会を統括し、委員会の議長を務める。

2. 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。

3. 幹事は本委員会の事務を執り行う。

第 9 条 本委員会は原則として 8 月を除く毎月 1 回開催するものとし、委員長がこれを招集する。

### (決議)

第 10 条 本委員会の決議は出席委員の過半数をもって行う。

### (議事録)

第 11 条 本委員会の議事については議事録を作成しなければならない。

### (理事会への報告)

第 12 条 委員長は本委員会の議事内容を理事会に報告しなければならない。

### (下部委員会の設置)

第 13 条 本委員会の業務に必要あるときは、本委員会の決議を経て、常置あるは臨時の下部委員会を設置することができる。

### (委員会経費)

第 14 条 本委員会の経費は本会の事業費で賄う。

### (規程の改廃)

第 15 条 この規程の改廃は理事会が行う。

附則 1. この規程は平成 16 年 4 月 20 日から施行する。  
2. 平成 27 年 9 月 30 日の改正は、同日より適用する。